

第6章 悪臭

第1節 悪臭の概要

悪臭は、人の感覚に直接訴え、快適な環境に不快感を与える臭いのことで、騒音や振動とともに感覚公害とも呼ばれる公害の一種です。

悪臭の発生源は複雑多様化しており、悪臭の原因物質の種類も多く、様々な物質が複合しているため、測定が困難な要素を含んでいます。また、悪臭は風等によって運ばれ、広範囲に拡散することがあるため、発生源の特定が難しい場合があります。

それだけに、広域的な苦情が発生した場合は、悪臭公害の早期解決と再発の防止をめざし、関係機関と連絡を密にして、悪臭防止に取り組んでいます。

第2節 悪臭防止対策

事業場における事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出を規制することより、生活環境を保全し、人の健康の保護に資する悪臭防止法が、昭和47年5月から施行されました。

同法は、平成元年9月27日に一部改正され、12物質を悪臭物質に指定しました。

さらに、よりきめ細かく悪臭の排出を規制するため、平成5年6月の同法施行令改正により、新たに10物質が追加指定され、現在22物質の悪臭物質について敷地境界線における濃度規制が行われています。

本市の規制地域については、市全体が一般地域となっており、最も厳しい規制基準が適用されています。

第3節 悪臭に係る規制基準

悪臭防止法に基づき悪臭の原因となる22物質の敷地境界での規制基準は、表6-1のとおりです。

その他に、煙突その他の気体排出口での排出量規制（13物質）及び排水中の濃度規制（4物質）を行っています。

表 6 - 1 特定悪臭物質と規制基準

(敷地境界)

悪臭物質	化学式	規制基準 (ppm)		主な発生源事業場
		一般地域	順応地域	
アンモニア	NH_3	1	5	魚腸骨・フェザー・ごみ処理場、でんぷん製造業、複合飼料、畜産農業、鶏糞乾燥場、化製場、等
メチルメルカプタン	CH_3SH	0.002	0.01	魚腸骨・ごみ・し尿・下水処理場、化製場、クラフトパルプ製造業、等
硫化水素	H_2S	0.02	0.2	畜産農場、クラフトパルプ製造業、魚腸骨処理場、でん粉・セロファン・レーヨン製造業、化製場、等
硫化メチル	$(\text{CH}_3)_2\text{S}$	0.01	0.2	化製場、魚腸骨・ごみ・し尿・下水処理場、クラフトパルプ製造業、等
二硫化メチル	CH_3SSCH_3	0.009	0.1	
トリメチルアミン	$(\text{CH}_3)_3\text{N}$	0.005	0.07	畜産農場、化製場、魚腸骨処理場、複合飼料、水産かん詰製造業、等
アセトアルデヒド	CH_3CHO	0.05	0.5	アルデヒド・酢酸・酢酸ビニール・たばこ・複合肥料製造業、魚腸骨処理場、等
スチレン	$\text{C}_6\text{H}_5\text{CH}=\text{CH}_2$	0.4	2	スチレン・SBR製造業、化粧合板製造工場、ポリエスチレン製加工・FRP製品製造、等
プロピオン酸	$\text{CH}_3\text{CH}_2\text{COOH}$	0.03	0.2	脂肪酸製造工場、畜産事業場、化製場、染色工場、でん粉製造業、等
ノルマル酪酸	$\text{CH}_3(\text{CH}_2)_2\text{COOH}$	0.001	0.006	畜産事業場、化製場、魚腸骨処理場、鶏糞乾燥場、畜産食料品製造工場、でん粉製造業、し尿処理場、廃棄物処分場、等
ノルマル吉草酸	$\text{CH}_3(\text{CH}_2)_3\text{COOH}$	0.0009	0.004	
イソ吉草酸	$(\text{CH}_3)_2\text{CHCH}_2\text{COOH}$	0.001	0.01	
プロピオンアルデヒド	$\text{CH}_3\text{CH}_2\text{CHO}$	0.05	0.5	塗装工場、魚腸骨処理場、油脂系食料品製造工場、自動車修理工場、輸送用機械器具製造工場、等
ノルマルブチルアルデヒド	$\text{CH}_3(\text{CH}_2)_2\text{CHO}$	0.009	0.08	
イソブチルアルデヒド	$(\text{CH}_3)_2\text{CHCHO}$	0.02	0.2	
ノルマルバレールアルデヒド	$\text{CH}_3(\text{CH}_2)_3\text{CHO}$	0.009	0.05	塗装工場、魚腸骨処理場、油脂系食料品製造工場、自動車修理工場、輸送用機械器具製造工場、等
イソバレールアルデヒド	$(\text{CH}_3)_2\text{CHCH}_2\text{CHO}$	0.003	0.01	
イソブタノール	$(\text{CH}_3)_2\text{CHCH}_2\text{OH}$	0.9	20	塗装工場、自動車修理工場、木工工場、繊維工場、印刷工場、鋳物工場、その他金属製品工場、等
酢酸エチル	$\text{CH}_3\text{CO}_2\text{C}_2\text{H}_5$	3	20	
メチルイソブチルケトン	$\text{CH}_3\text{COCH}_2\text{CH}(\text{CH}_3)_2$	1	6	
トルエン	$\text{C}_6\text{H}_5\text{CH}_3$	10	60	塗装工場、自動車修理工場、木工工場、繊維工場、印刷工場、鋳物工場、その他金属製品工場、等
キシレン	$\text{C}_6\text{H}_4(\text{CH}_3)_2$	1	5	